

議題2（委員会決裁事項（規則第3条第7号））

第3次大阪府スポーツ推進計画改訂（案）にかかる知事からの意見聴取について

スポーツ基本法第10条第2項の規定により知事から意見を求められた第3次大阪府スポーツ推進計画改訂（案）については、異議がないものと決定する。

令和7年2月14日

大阪府教育委員会

<参考>

○スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

（地方スポーツ推進計画）

第10条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

第3次大阪府スポーツ推進計画【改訂案】について

1 第3次大阪府スポーツ推進計画について

- 令和4年3月策定 計画期間：令和4年度～令和8年度（5年間）
- 全6章構成で、大阪の強みと組み合わせて「楽しさ」をキーワードに、スポーツによる健康づくりやスポーツツーリズムの推進等に重点を置いている

第6章において、進捗管理として、大阪府スポーツ推進審議会に大阪府スポーツ推進計画部会を設置し、計画に基づく各施策の進捗状況の把握と検証を行うとともに、その結果を基に、新型コロナウイルスをはじめとする社会状況の変化や国の動向等に対応するため、計画3年目の令和6年度を目途に、計画の見直しを検討する、としている。

2 第3次大阪府スポーツ推進計画【改訂案】について

- 改訂のポイント
 - ① 改訂の趣旨としてまえがきを追記
 - ② 『第6章 計画の進捗管理』を全面的に見直し

【策定時（令和4年3月）】

第6章 計画の進捗管理

1 参考指標

（計画の進捗状況をモニタリングするために、参考となる指標を設定）

2 計画の検証と中間見直し

（大阪府スポーツ推進審議会に大阪府スポーツ推進計画部会を設置し、検討）

【改訂案（令和6年度）】

第6章 計画の見直し及び進捗管理

1 スポーツを取り巻く環境の変化と本府の状況

（第3次大阪府スポーツ推進計画の取組状況や大阪・関西万博開催を契機とした取組について記載）

2 国の動向等を踏まえた府の取組について

（第3期スポーツ基本計画の動向や学校部活動の地域移行の現状を記載）

3 指標及び目標値の設定について

（20歳以上の週1回以上のスポーツの実施率とスポーツ参画者（する、みる、ささえる）の割合を指標として設定）

4 進捗管理

（大阪・関西万博の成果を活かしつつ、次期（第4次）計画の策定を見据え、より実効性のある計画とするために、年度ごとに評価・検証を行うことを記載）

第3次大阪府スポーツ推進計画【改訂】

（案）【抜粋】

スポーツの楽しさを創る、スポーツで楽しさを創るまち

スポーツ楽創都市・大阪

～スポーツとともに成長し、楽しさあふれる大阪へ～



令和7年 月

大阪府

「第3次大阪府スポーツ推進計画」の改訂について

大阪府では、スポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画として、令和4年3月に、「第3次大阪府スポーツ推進計画」を策定し、めざすべきスポーツ像「『スポーツ楽創都市・大阪』～スポーツとともに成長し、楽しさあふれる大阪へ～」の実現に向けて、様々なスポーツ施策を推進しています。

本計画においては、計画期間中に取り組む具体的な施策の方向性等について、重点的に取り組むべき点を中心に示していますが、計画の進捗とともに、取組内容の変化も想定されることから、より実効性のある計画とするため、適宜、追加・変更等を行うこととしています。

この度、計画中間年を迎え、計画に基づく各施策の進捗状況の把握と検証を行うとともに、新型コロナウイルスをはじめとする社会状況の変化や国の動向等の取組の動きに対応するため、計画の見直しに着手することとしました。

具体的には、大阪府スポーツ推進審議会に、学識経験者等の専門家で構成する「大阪府スポーツ推進計画部会」を設置し、本計画の目指すべき方向性等を中心に議論を行いました。

今回の改訂では、第6章に本計画の基本理念の実現に向けた数値目標の設定を行うとともに、スポーツ庁及び文化庁が令和4年に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づく府の取組や次期（第4次）計画の策定を見据え、幅広い視点から今後のスポーツ施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な事項について追記を行い、大阪府スポーツ推進審議会、大阪府教育委員会及び府民の皆様からパブリックコメント等を通して頂いた御意見を踏まえ、改訂版としてとりまとめました。

今回の改訂を踏まえ、自発的なスポーツへの参画を通じて「楽しさ」や「喜び」を得ることにより、府民一人ひとりの生活や心をより豊かにするといった「well-being(ウェルビーイング)」の実現を目指し、引き続き、各スポーツ施策の推進に取り組んでまいります。

スポーツには、「する」、「みる」、「ささえる」といった様々な楽しみ方がありますが、一人でも多くの府民の皆様にスポーツを楽しんでいただき、一生涯にわたり、健康で幸せな生活を送ることができるよう、今後とも本府スポーツ施策の推進に、より一層の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

第6章 計画の見直し及び進捗管理

1 スポーツを取り巻く環境の変化と本府の状況

令和2(2020)年に入り、世界的な規模で、新型コロナウイルス感染症の拡大が急速に進み、日常生活や社会経済活動は大きな影響を受け、様々なスポーツ活動については中止・延期を余儀なくされ、スポーツに親しむ機会が失われた。

本府においても、こうした状況を打開すべく、感染症対策を徹底しながら、コロナ禍でも自身の健康の保持増進のために少しでもスポーツに触れる機会等の提供ができるような取組を続けてきた。

例えば、本府が主催するキッズスポーツ体験会においては、在阪スポーツチーム選手の協力のもと、準備運動、基礎練習から中級者レベルの練習方法などについて、実技を行いながらの説明や質疑応答をリアルタイムでオンライン配信するなど、新しい手法を模索しながら実施してきた。また、運動指導を組み合わせた体力測定会については、コロナ禍でも実施できるようホームページを活用してウェブでできる仕組みを構築し、在阪スポーツチーム選手による測定のデモ動画の掲載や、選手の測定結果との比較の表示など、関心を持ってもらえるよう工夫を凝らした。さらに、ダンスやチアリーディング、ディスコンなどのスポーツ・レクリエーション団体の発表交流会では、演技・活動の動画をオンライン配信し、実際に見て、体を動かす機会を提供した。

また、東京2020大会等では、世界中から集まったトップアスリートによる熱戦と、本府ゆかりの選手が活躍する様子が報じられ、府民に夢と感動、そして未来への希望を与えるとともに、スポーツへの関心を高める結果となった。

現在、新型コロナウイルスが5類感染症に位置づけられ、行動制限が緩和された状況下においては、安全安心なスポーツの楽しみ方や、「する・みる・ささえる」スポーツをより一層推進していくために、あらゆる機会を通してスポーツの価値などを発信していくことが必要であることから、引き続き、スポーツを取り巻く環境の変化等に注視しながら、取組を進めている。

(1) 第3次大阪府スポーツ推進計画の取組状況

ア 「1の柱 誰もが地域で楽しむスポーツ・健康づくりの推進」について

国においては、一人でも多くの人々がスポーツを楽しみ、スポーツを行うことが生活習慣の一部となるような社会をめざして、令和2(2020)年度から「Sport in Life プロジェクト」を開始し、生涯スポーツの普及に取り組んでいるところである。

本府においても、スポーツ人口拡大・運動習慣化の重要性が高まる中、スポーツを通じて健康の維持・増進、介護予防などを図り、平均寿命と健康寿命の差を短縮することができれば、生活の質の向上につながることから、オリンピック・パラリンピック派遣事業や体力測定会、運動・スポーツ習慣化促進事業^{※1}、子ども元気アッププロジェクト事業^{※2}、ICT活用による子どもの体力向上事業^{※3}等の取組を進めている。

※1 運動・スポーツ習慣化促進事業(令和5年度～)

年代別の週1日以上運動・スポーツ実施率は、特に20代～50代の働く世代で引き続き低い傾向となっていることから、この世代を中心に、運動経験がない人や運動が苦手な方、老若男女、障が

いの有無に関わらず誰でも気軽に安全に参加できるスポーツイベント(ウォーキングフットボール)を実施することで、運動・スポーツ習慣化のきっかけづくりを行う事業(国庫補助事業)。

※2 子ども元気アッププロジェクト事業「めっちゃ WAKUWAKU 体育応援事業」(令和5年度～)

小学校教員の指導力向上をめざし、「子どもの体力向上」に資する授業を行うための実践的指導力を養う研修会や、子どもたちが楽しい水泳授業を学び、教員が楽しい授業づくりや指導方法を実践的に学ぶことを目的として、府内小学校にトップコーチの派遣を実施。

※3 ICT 活用による子どもの体力向上事業(令和5年度～)

小学3・4年生を対象にICTを活用した大阪府独自のスポーツテスト(めっちゃ MORIMORI スポーツテスト)を実施。子どもの体力・運動能力の向上に係る施策や取り組みの成果と課題を検証・把握し、その改善を図るとともに、子どもの体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する事業。

イ「2の柱 成長するスポーツで楽しいまちづくりの推進」について

国においては、スポーツの成長産業化について検討が進められており、その中で、「様々な地域資源をスポーツの力で観光資源とすることで、スポーツ自体の振興とともに、交流人口の拡大や地域における経済波及効果などが期待される」としてスポーツツーリズムの活性化を進めている。

本計画においても、国の第3期スポーツ基本計画を踏まえ、スポーツに観光、食、健康などの要素を融合させたスポーツツーリズムに重点的に取り組み、スポーツを通じて他分野を活性化させることで、本府に訪れる人を増加させるとともに、府民の生活を充実させ、活力にあふれた楽しいまちづくりにつなげていくこととしている。

具体的には、スポーツ資源を活用して地域の活性化を図る「大阪スポーツプロジェクト」や「大阪いのち輝くスポーツプロジェクト」※の取組を進めている。

※ 大阪いのち輝くスポーツプロジェクト(令和5・6年度)

大阪・関西万博を契機として、テクノロジーの活用を取り入れながら、アーバンスポーツを中心に誰もが楽しめるユニバーサルなスポーツツーリズムを展開し、大阪に多くの人をひきつけるとともに、スポーツを通じ、大阪・関西万博の機運醸成や大阪・関西万博のテーマと連動した健康づくりに取り組むことで、「いのち輝く」スポーツ都市の実現を図り、大阪の成長を加速させていく事業。

(ア)デジタル技術を活かしたスポーツの推進について

新型コロナウイルス感染拡大以降、デジタル社会に対応したスポーツ推進に向けて、VR(バーチャルリアリティ、仮想現実)等を用いた運動プログラムの提供や、オンラインによる体力測定会等の動画の配信など、スポーツ健康づくりの機会創出の取組を進めている。

なお、第3期スポーツ基本計画においては、「IOCにおける指針等の国内外の動向を踏まえながら、引き続きスポーツ庁として「バーチャル」と「スポーツ」との関わり(いわゆる

「e スポーツ」の捉え方を含む)について検討していく必要がある」と示している。本府としても、国の動向に注視しながら、デジタル技術を活かしたスポーツの推進について継続的に検討していく。

(イ)観光分野と連携したスポーツツーリズムについて

新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐ水際対策の終了などにより、国内外の旅行者数が回復し、来阪者数も回復傾向となっており、大阪のスポーツの魅力を知っていただく機会が一層増えていることから、スポーツツーリズムを推進していくことがより重要になってきている。

府内には、魅力的な観光資源が多く存在しており、スポーツツーリズムの推進にあたっては、市町村等が有する観光分野や関係団体(大阪観光局等)との連携を図りながら、幅広い層に情報を発信することで、観光・スポーツ双方向への広がりによるさらなる地域活性化へとつなげていく。

(2) 大阪・関西万博開催を契機とした取組について

大阪・関西万博やSDGsといった視点を盛り込み、トップスポーツチーム等の魅力的なスポーツ資源を、観光・食など大阪の強みと組み合わせることで最大限に活用し、「楽しさ」を計画全体のキーワードとし、スポーツによる健康づくりやスポーツツーリズムの推進等に重点を置いているところであり、引き続き、幅広い分野にかかわるスポーツ施策を展開していく。

2 国の動向等を踏まえた府の取組について

(1)第3期スポーツ基本計画の動向

第3期スポーツ基本計画では、「第3期スポーツ基本計画における評価の実施」が盛り込まれており、「取組状況の進捗を定期的にフォローアップすること、計画前半期の取組状況の評価し、進捗状況や社会状況の変化等を踏まえて新たに実施すべき取組内容や改善すべき取組等を、第3期スポーツ基本計画の後半期に向けて示すこと」とされている。

このため、国においては、「東京2020大会を契機とした共生社会の実現」等をテーマとして、新たに実施すべき取組などを示すこととしており、本府も国の中間評価を踏まえて施策の展開を図っていく。

(2)学校部活動の地域移行の現状

国においては、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月)」を策定し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、考え方を示した。その中で、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行(以下、「地域移行」という。)につ

いて、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けたことを踏まえ、本府においても「大阪府部活動の在り方に関する方針(平成31年2月)」を「大阪府における部活動等の在り方に関する方針(令和5年8月)」として改定し、地域スポーツ・文化芸術環境整備に向けた取組を重点的に行っていくため、地域の実情に応じ関係者の共通理解のもと、できるところから取組を進めていくこととしている。なお、それぞれの市町村においては、学校部活動の教育的意義や役割についても継承・発展させつつ、地域における子どもたちの新たなスポーツ環境構築に向けた検討を進めている。

また、国においては、令和6年8月5日に、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」を設置し、地域移行に係る課題の整理・解決策、改革推進期間が終了する令和8年度以降の地域クラブ活動への支援方策等、ガイドラインの見直しの論点整理等について検討を進めている。

3 指標及び目標値の設定について

新型コロナウイルスが5類感染症に位置づけられ行動制限が緩和される等の社会的な状況の変化を踏まえつつ、本計画の基本理念の実現に向けて、さらには、次期(第4次)計画の策定にもつなげるため、幅広い視点からスポーツ施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な事項となる指標及び目標値を設定する。

「20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率」と「スポーツ参画者(する、みる、ささえる)の割合」を本計画の指標とし、令和8年度末までに、「20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率」は70%、「スポーツ参画者(する、みる、ささえる)の割合」は100%を目標値とする。

(1)【考え方】

ア. 20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率について

本府の20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率は、現在50.6%(令和5年度)であり、計画策定時と比較して6.8ポイント程度減少するとともに、全国平均(52.0%、令和5年度調査)よりも下回っており、さらなる向上が必要である。

年代別に見ると、70代(66.5%)や10代(53.2%)の実施率が高い一方で、50代(42.7%)や30代(45.9%)が低い。

これらの結果から、ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の促進と定着に向け、スポーツにあまり関心がない層も含め、府民のニーズに応じた個々の施策を検討する必要がある。国の第3期スポーツ基本計画において、「20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率が70%になること…を目指す」と定められていることから、本府の現在の実施率も考慮し、国と同レベルである「70%」を目標値として設定する。

イ. 「スポーツ参画者(する、みる、ささえる)の割合」と「well-being(ウェルビーイング)」との関係性について

新型コロナウイルスの急速な感染拡大の影響により、あらゆる世代のスポーツ活動が大幅な制限を受け、大会やスポーツイベント等が中止となり、スポーツに触れる機会が減った。

一方で、スポーツが日々の生活や社会に活力を与えるなど、優れた効果を及ぼす力や価値があることを改めて示すことにもなった。

スポーツの持つ力や価値を活用しさらに高めることは、結果として、スポーツを通じて府民一人ひとりの生活や心がより豊かになるといった「well-being(ウェルビーイング)」の実現に繋がり、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現にも合致する。

また、スポーツを「する」「みる」「ささえる」といったいずれかでスポーツに参画している人は、「well-being(ウェルビーイング)」が高い傾向がみられるが、本府のスポーツの参画状況をみると、過去1年間で「する」「みる」「ささえる」のいずれかに参画した人の割合は、現在87.3%(令和5年度)であり、全国平均と比較して0.5ポイント下回っていることから、さらなるスポーツ参画を促す魅力ある施策の推進が必要である。

国の第3期スポーツ基本計画には同指標の目標値は定められていないが、類似する「20歳以上の年1回以上のスポーツ実施率が100%に近づくこと…を目指す」と定められていること、また、「する」「みる」「ささえる」のいずれかに参画することが「well-being(ウェルビーイング)」の実現にも繋がっていることを考慮して、スポーツ参画者の割合を指標として、「100%」を目標値として設定する。

指標	目標値	達成をめざす時期
20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率	70%	令和8年度末
スポーツ参画者(する、みる、ささえる)の割合	100%	令和8年度末

(2)【対応方針】

本計画に基づき、スポーツに関する様々なニーズや課題に包括的に対応し、本府の特性を活かしつつ課題解決に戦略的に取り組むための施策を展開する。

例えば、国の第3期スポーツ基本計画においても「多様な主体におけるスポーツの機会創出」の具体的施策のひとつとして、アーバンスポーツの導入が示されており、本府においても身近にスポーツを感じてもらおう施策として、取り組んでいく。

また、令和4年に設立した「大阪スポーツコミッション」は、現在、4年目を迎え、飛躍的に認知度は高まっており、スポーツ体験会や構成チームの試合を観戦する機会の創出など、「する」「みる」機会の拡大に寄与していることから、こうした取組を一層強化することにより、「する」「みる」「ささえる」のスポーツ参画者の割合をこれまで以上に高めていく。

さらに、SNS等を活用して本府スポーツの魅力や情報を分かりやすく発信し、スポーツに対する興味・関心を喚起していくとともに、スポーツ施設の充実などを通して、地域のスポーツ環境を向上していく。

参考指標

本計画の進捗状況をモニタリングするために、次のとおり、参考となる指標を設定する。

参考指標	参考値	出典
体育の授業が楽しい小学生の割合	90.5% (令和6年度)	スポーツ庁調査
大阪府ではスポーツが盛んだと思う人の割合	44.9% (令和5年度)	大阪府調べ
大阪府障がい者スポーツ大会における参加者数	841人 (令和6年度)	大阪府調べ
「大阪府障がい者スポーツ応援団長関本賢太郎」 Facebook のフォロワー数	241人 (令和6年度) ※1	大阪府調べ
大阪府にゆかりのある主なスポーツチームの年間 主催試合での観戦者合計数	330万人 (令和5年度)	大阪府調べ
「スポーツ大阪」へのセッション数	12,683 (令和6年度) ※2	大阪府調べ
大阪スポーツプロジェクト公式 SNS (Twitter・ Instagram) のフォロワー数	X (旧 Twitter) 2,565人 Instagram 2,540人 (令和6年度) ※3	大阪府調べ
ワールドマスターズゲームズ2027関西の認知度	23.1% (令和5年度)	大阪府調べ
大阪マラソンの外国人エントリー数	6,965人 (令和5年度)	大阪マラソン組織 委員会事務局調べ

※1 令和6年12月31日時点での実績

※2 令和6年4月～令和6年11年の月平均実績

※3 令和6年12月31日時点の実績

学校部活動の地域移行の取組状況

学校部活動の地域移行については、地域における子どもたちの新たなスポーツ環境を構築するため、国の動向を注視しつつ、市町村の取組の進捗状況を把握し、成果の普及を図り、必要な指導助言を行っていく。

取組状況	出典
地域スポーツクラブ活動体制整備事業 (国庫委託事業) 活用市町村数	5市 (令和5年度) 10市 (令和6年度) 大阪府調べ
中学校における部活動指導員の配置支 援事業 (国庫補助事業) 活用市町村数	22市町 190人 (令和5年度) 25市町 225人 (令和6年度) 大阪府調べ

4 進捗管理

本計画が掲げるめざすべきスポーツ像の実現に向け、各種施策を着実に推進するとともに、本計画の進捗を管理するため、学識経験者等の専門家で構成され、本計画の進捗を管理・検討する大阪府スポーツ推進計画部会において、年度ごとに評価・検証を行う。

また、大阪・関西万博の成果を活かしつつ、次期（第4次）計画の策定を見据え、より実効性のある計画とするため、毎年、指標全体の数値や内容、個々の施策の達成状況、社会経済情勢等を総合的に判断し、適切な状況の把握に努めることで、本計画に掲げた施策を効果的に推進する。